

地公退ニエース

No. 90
2009. 6. 22
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

「公共サービス基本法」が可決成立

画期的な法制定

かねてから公務労協（国公・国営企業・地公等の労組で構成）が制定を目指してきた「公共サービス基本法」は、二〇〇九年四月二十八日衆議院、五月一三日参議院で全会一致により可決・成立した。公共サービスの確立を目指す内容からも、運動が法律を生み出したという点からも画期的な法制定となった。

公務労協は、小泉政権で一つのピークを迎えた「小さな政府論」による公共サービスの破壊に對抗し「国民生活の安定・安心を支える良質な公共サービス確立を求めるキャンペーン」を展開してきた。理論的には「良い社会を作る公共サービスを考える研究会（主査・神野直彦東京大学大学院教授）」の研究報告書を基礎に、運動的には約三四〇万筆を集約した「ともに生きる社会のための公共サービス憲章の制定を求める請願署名」のエネルギーで、政治的には憲章から法制定に発展させて法案作りに携わった原口一博民主党ネクスト総務大臣（衆議院議員）を中心とする民主党議員の活躍を得て法制定が実現した。

民主党の調整努力により、最終的には民主・社民・国民新・公明・自民五党共同提案となり全会一致可決したものである。

労働団体である公務労協が、自らの仕事の midst である公共サービスについて理論作り・エネルギー集中に取り組み、政治的協力を得て法律制定に至ったことは実に画期的である。

基本法という名が示すとおり理念法 具体的に生かし実践することが次の仕事

一一箇条と附則からなるこの法律は基本法という名が示すとおり、通常の法律が、それ以上でも以下でもなく市民と行政を拘束するものとは異なり、目指す姿を示す「理念法」である。

公務労協がこの法制定の意義を高く評価したうえで、趣旨を具体的に生かし実践することを強調しているのはこのためである。

教育・公共交通・水道事業・一般行政は法第二条に定義する「国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たす行為」そのものであり、その各分野で業務のあり方を市民本位で見直し改革する取り組みが求められている。

労使の間では雇用・賃金・労働条件をめぐる団体交渉事項に加えて、ILOが促す仕事内容・経営方針をめぐる労使の「社会的対話」のシステム化が不可欠になる。この法律を具体的に生かし実践することは労組がこれらの課題に市民とともに取り組むことを意味する。

小さな政府・安上がり行政の破綻 効率・競争から公正・連帯へ

機能を縮小され、力のある専門職を補充してこなかった地域の保健所が新型インフルエンザへの対応で混乱した。派遣切りなどの相談が来る福祉事務所で練達のワーカーが不足して適切な対応ができていない、場合によっては「水際作戦」申請受理サボタージュ」という違法行為さえ行われている。また、地域医療なканずく公立病院を金食い虫扱いして財政から締め付けた結果、多くの地域で公立病院の閉鎖や機能縮小が続出し、市民の医療が脅かされている。これらのことが示すように、小さな政府論による公共サービスの破壊は市民生活を危機にさらしている。

今こそ効率・競争最優先から公正・連帯を重んじる社会に転換し

なければならない。この法律をその転換点にしなければならない。地方公務員退職者は公共サービス破壊の直接の被害者であると同時に、再建をすすめるネットワークの一員でもある。現職とともにこの法律の具体化にむけて役割を果たしたい。



条文抄録

△基本理念…権利の明定▽

第三条…公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項が公共サービスに関する国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行われなければならない。

一 安全かつ良質な公共サービスが、確実、効率的かつ適正に実施されること。

二 社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要に的確に対応するものであること。

三 公共サービスについて国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。

四 公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施に反映されること。

五 公共サービスの実施により苦情または紛争が生じた場合には、適切かつ迅速に処理され、または解決されること。

△従事者の責務▽

第六条…公共サービスの実施に従事する者は国民の立場に立ち責任を自覚し誇りを持って誠実に職務を遂行する責務を有する。

△労働環境整備▽

第一条…国及び地方公共団体は安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

夏季一時金一部凍結 人事院異例の勧告、政府は強行実施

人事院は四月末に夏季一時金に関する特別調査を実施し、五月一日に「六月期の期末手当〇・一五月、勤勉手当〇・〇五月、計〇・二月分の支給を暫定的に凍結する」ことを勧告し、政府は労働組合の強い抗議を押し切ってこれを実施することを決定した。
凍結を内容とする給与法改正法案は五月二十九日に可決成立、即日公布・施行され確定した。

これは昨年秋季以来の経済混乱により、民間の一時金が今夏は相当程度落ち込む傾向にあることをとらえ、公務員についても速やかに抑制すべしとする与党の圧力に人事院が屈した結果と考えられる。自治体でも多くの人事委員会が追隨を始めている。

人事院勧告の仕組みからは許されない ゲーム途中でのルール変更

公務員の特別給は、民間企業における前年冬と当年夏の過去一年間の賞与の支給実績を調査し比較・均衡を図る方法をとっており、仮に今夏民間に低下があれば夏の勧告を経て法改正のうえ減額するという仕組みとなっている。いわば半年遅れで民間準拠するルールで、民間企業賞与が上がるときも半年遅れで引き上げてきた。
しかし、今回の勧告は極めて少ない数の企業の調査結果にもとづ

き、いわばつかみで減額幅を決め、繰り上げて「支給凍結」するというもので、少なくとも従来人事院が標榜してきた科学性、精確性、人事院の中立性を投げ捨てたものとなった。
勧告が制度でありルールであるとすれば、ゲームの途中で突然このインングだけはツアアウトでチェンジにするというのがごときルール変更が許されるはずがない。

労働基本権回復が本来の姿 引き延ばし続く検討

そもそも、政府は公務員労働者の労働基本権を不当に制約し、その代償措置として人事院・人事委員会を置いてきた。
公務員の賃金労働条件決定は本来社会的に民間準拠しつつ、団体交渉・協約・争議という当たり前の労使関係の中で決定されるべきものである。

ILOの助言を受けて進められた基本権回復をめぐる検討は二〇〇七年の「専門調査会」報告の後、検討の場は設けられたものの二〇一二年を目途にするとして遅々として進行していない。
人事院の代償機能を傷つけるのなら、即刻基本権を回復すべきである。

地公退

第四〇回定期総会にむけて準備進む

地公退第四〇回定期総会は、七月三〇日に東京グリーンパレスで開催されることとなっている。これに向けて六月二二日に役員会が開催され議案の協議が行われた。

運動方針案

運動方針案は昨年の体系を踏襲しながら、一・地公退統一要求のもと、社会保障の充実・公正な税制を目指す 二・平和と民主主義・環境を守る 三・総選挙に勝利し、政権交代により私たちの主張の実現を目指す 四・地公四単産の現・退一致の運動をもとに、退職者連合と連携して運動を進めるという基本目標を掲げている。
総選挙に向けては、与野党逆転・政権交代の実現に全力を挙げるとし、現退一致の運動を基本に、地公退としては自治労協力国会議員団・日政連国会議員団との連携を軸に、民主党・社民党との協力を進めるとしている。

具体的な運動展開の一つとして、今年から来年にかけて連合・原水禁・核禁会議が呼びかけ、退職者連合が賛同団体になっている「核兵器廃絶一千万人署名」が実施されるので地公退としても積極的に取り組む方針案としている。

統一要求

政府に対する統一要求は新たな要素として「年金積立金の運用は国連の責任投資原則に署名しこの趣旨に沿って運用すること」「医療崩壊を防ぐために国際的に見て低すぎる医療費総額を引き上げること。これを裏打ちする診療報酬を改善すること」「所得税の医療費控除を改善し、医療・介護費控除に改め、介護サービス対価全部を控除対象とすること」などを提起している。

医療保険では「国民皆保険の基礎として国民健康保険の財政を確立し、低所得者に対する対策を講じること」と表現の補強を提起している。

介護保険では「利用者が理解し、選択できるよう分かりやすくシンプルな制度に改めること」「認定システム変更により利用者には不利益が生じないようにすること」「老人福祉法と介護保険法の谷間

を無くし、社会的・身体的介護を要する高齢者の生活の場を保障する施設を公的責任で整備すること」などの補強を提起している。
また、「運転免許証更新時に七五歳以上の者に対して認知機能検査を強要しないこと」を新たに提起して機械的に年齢で人を区分しようとする政府に反論している。
これらの議案は各構成組織の検討を経て、再度役員会で調整して総会に提案される。

九・一四 地公四単産・地公退集会

例年、退職者連合の「九・一五全国高齢者集会」の前段で開催してきた「九・一四地公四単産・地公退高齢者集会」については、本年も現職・退職者会が協力して日本教育会館で開催すべく準備に入った。全国規模で会員が結集し、自らの主張を内外に示す貴重な機会として、九・一五集会とともに成功させたい。

地公三単産新組織結成断念

八年に及ぶ議論を積み重ね、それぞれの従前の組織名称を変更する決意までした「日本都市交通労働組合・都市交」「全日本水道労働組合・全水道」「全日本自治団体労働組合・自治労」の統合・新組織結成は五月一〇日に断念したと発表された。

運動の理念・組織の骨格・新名称命名については合意がなされたが、産別継承組織である「部門組織」のあり方で最終一致を見なかったと説明されている。

連合への加盟単位は「地域公共連合」として既に一本化しているが、これも近日中に解体、三組織毎の加盟に戻るとされている。

積み重ねた協議を基礎に期待される新たな連携

内外に約束した新組織結成に失敗したことは、理由のいかんを問わず三組織への社会的信頼を傷つける結果となった。今後現役組織では、断念に至った経過を総括し、今後の運動に活かすとしている。この間の率直な組織間協議により運動における連携と相互理解は深められた筈なので、その蓄積を基礎にして統合を目指した原点である地域公共サービスの再建・充実のために新たな運動連携が期待される。